



○長野県告示第373号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行った。

平成14年7月8日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
株式会社コムスン長野南ケアセンター	長野市金井田68番地2	平成14年7月1日
健和会ヘルパーステーション	飯田市鼎中平1936番地	〃 〃
ヘルパーステーションアイビー	飯田市白山通り3丁目348番1号	〃 〃

(2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
いろかわ医院	埴科郡坂城町大字坂城10057番地	平成14年6月1日
下條診療所	下伊那郡下條村陽阜1番地	平成14年6月3日
医療法人深聖会訪問看護ほっとステーション	松本市南松本1丁目7番8号	平成14年7月1日
ゆめの里和田訪問看護ステーション	松本市大字和田字中沖2240番地33	〃 〃

(3) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
いろかわ医院	埴科郡坂城町大字坂城10057番地	平成14年6月1日
あぜがみ歯科医院	長野市大字小島738番地12	〃 〃
小西歯科医院	長野市三輪6丁目9番19号	〃 〃
徳間ひとみ薬局	長野市大字徳間字三反田749番地	〃 〃
ともえ飯田薬局	飯田市伝馬町2丁目32番3号	〃 〃
扇町薬局	塩尻市大門三番町4番6号	〃 〃

そうごう薬局丸子店	小県郡丸子町大字中丸子1124番地9	〃	〃
さくら藤沢薬局	諏訪郡富士見町落合9984番地1025	〃	〃
けやき薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11328番地4	〃	〃
下條診療所	下伊那郡下條村陽阜1番地	平成14年6月3日	

(4) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
デイサービスセンター「ノーマライ」	長野市大字南長野字幅下639番地1	平成14年7月1日
宅老所おらほ	伊那市大字東春近2240番地	〃
寄合所文ちゃん家	北佐久郡望月町大字布施489番地	〃
憩いの家パセオ	諏訪郡下諏訪町26番地	〃
デイサービスむらやま	南安曇郡穂高町大字穂高4599番地	〃

(5) 短期入所療養介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
軽井沢町国民健康保険軽井沢病院	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375番地1	平成14年7月1日

(6) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
株式会社エフテック	長野市広田91番地1	平成14年7月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
株式会社コムスン長野南ケアセンター	長野市金井田68番地2	平成14年7月1日

高齢福祉課

○長野県告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定を、次のとおり行った。

平成14年7月8日

長野県知事 田中康夫

指定介護療養型医療施設

施設の名 称	所 在 地	指定した年月日
軽井沢町国民健康保険軽井沢病 院	軽井沢町大字長倉2375番地1	平成14年7月1日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出があった。

平成14年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定居宅サービス事業者

訪問介護

事業所の名称	所 在 地	廃止した年月日
真田町在宅介護支援センター	小県郡真田町大字長7141番地1	平成14年7月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所 在 地	廃止した年月日
有限会社シーエス介護ハウス暖 家大町営業所	飯田市育良町2丁目24番2号	平成14年6月1日

高 齢 福 祉 課

	<p>(4) 地方公共団体等が農業振興を目的として出資する公益法人、土地改良区又は農業者が組織する団体が行う(1)のカの(イ)に掲げる事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(5) 市町村公社が行う(1)のオに掲げる事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>(6) 市町村公社が行う市町村公社等農地保全対策事業における次の事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 農地保有合理化総合推進事業 ア 調査業務費 イ 農用地調整推進活動 (ア) 調整推進活動業務 (イ) 調整推進活動</p> <p>(7) 市町村公社又は農地保有合理化法人で法第6条第3項の基本構想に定められた農業協同組合が行う市町村公社等農地保全対策事業における次の事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 農地保有合理化事業 ア 市町村公社等連携体制強化事業 イ 市町村公社等農地貸借業務推進事業</p>	<p>10分の10以内。ただし、(1)のカの(イ)に掲げる事業に要する経費に当該経費に対する補助率を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>10分の10以内。ただし、(1)のオに掲げる事業に要する経費に当該経費に対する補助率を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>10分の10以内。ただし、ア及びイの(ア)に掲げる事業に要する経費については10分の6、イの(イ)に掲げる事業に要する経費については2分の1を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>10分の10以内。ただし、アに掲げる事業に要する経費については2分の1、イに掲げる事業に要する経費については10分の6を乗じて得た額を限度とする。</p>
<p>2 遊休農地総合対策事業</p>	<p>(1) 市町村が行う次の事業に要する経費 ア 遊休農地解消総合対策事業 (ア) 担い手等集積型 a 遊休農地有効活用対策事業 b 実践活動モデル事業 c 土地条件整備事業 (イ) 集落組織等活用型 イ ふれあい農園整備事業</p> <p>(2) 農業協同組合、財団法人長野県農業開発公社、市町村公社、土地改良区又は農業者が組織する団体が(1)のアの(ア)のC及び(イ)に掲げる事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>10分の10以内。ただし、(1)のアの(ア)のC及び(イ)に掲げる事業に要する経費に当該経費に対する補助率を乗じて得た額を限度とする。</p>

第3第1項第1号を次のように改める。

- (1) 第2の表の1及び2の経費、同表の1の(1)のア、イ、ウ、エ、オ及びカの経費、同(1)のウの(ア)、(イ)及び(エ)の経費、同(1)のカの(ア)及び(イ)の経費、同(6)のア及びイの経

費、同(7)のア及びイの経費、同表の2の(1)のア及びイの経費、同(1)のアの(ア)及び(イ)の経費、同(1)のアの(ア)のa、b及びcの経費は、それぞれ相互に流用しないこと。
第3第1項第2号中「表の1、2又は3」を「表の1又は2」に改める。

農村整備課

○長野県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年7月23日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年7月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原湖高原線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
南佐久郡小海町大字稲子字庄じ場759番の1地先から 南佐久郡小海町大字豊里字浦の山4242番の3地先まで	南佐久郡小海町大字豊里字居村4308番の2地先から 南佐久郡小海町大字豊里字浦の山4242番の3地先まで	旧	3.6~21.0	1.5262
			7.2~21.0	0.1843
同	上	新	7.2~21.0	0.1843

道路維持課

○長野県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年7月23日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年7月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 153号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市西春近5834番の3地先から 伊那市西春近5837番の1地先まで	旧	11.3~16.8 ^m	0.1000 ^{km}
		11.3~35.6	0.1133
同 上	新	11.3~16.8	0.1000

道路維持課